

構造設備の概要（県基準条例第5条第3号）温湯、潮湯または温泉を使用して、妊婦、付添人を必要とする老人等を入浴させるため、普通公衆浴場に併設して、独立した室内に貸切りで入浴させる設備を有するもの

項目	概要								適否	基準	
外部より見とおしできない設備	脱衣室・浴室・便所その他入浴者が直接利用する場所									浴場外から室内を見とおしのできないよう設備する	
各浴室概要	浴室数	室	①	②	③	④	⑤			浴室の数は2室以上	
	換気	有効面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		外気に面した開閉のできる窓またはこれに代わる換気装置
		換気装置	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	採光	有効面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	照明	浴室	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ		床面において150LX以上 廊下は75LX以上
		脱衣室	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ	W ケ		
	天井の高さ		m	m	m	m	m	m	m		
	保管器具	衣類入れ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		下足場 300LX以上
		下足入れ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	浴室の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		浴室の面積は3.3m ² 以上
	脱衣室の面積		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		脱衣室は適当な面積を設けること。
	給湯給水	バルブ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ		コックまたはシャワーを設ける。 温および水を十分に供給する。 浴槽水は適温保持
		シャワー	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ		
	飲料水設備	カラン	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ		脱衣室または浴室内に飲料水を供給する設備を1ヵ所以上設け飲料水である旨を表示。
表示		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
便所	構造	汲取・水洗		箇 数	男				ケ	入浴者用便所を設ける。 流水式手洗い設置。 150LX以上。	
		手洗い	有・無		女						ケ
防湿（材質等）	洗場の床				排水溝・下水溝						
	浴槽				浴場内壁						
汚水処理	1. 洗場の傾斜			有・無							汚水が停滞しないように傾斜をつけ、ふたをする。 洗場での使用水、浴槽からあふれた水が浴槽に流入しないための適切な措置を講ずる。
	2. 排水溝のふた			有・無							
	3. 下水溝のふた			有・無							
その他	脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔に保ち、毎月1回以上（ねずみ、昆虫の駆除を含む）することとし、脱衣室には、畳むしろその他これに類する敷物を敷かないこと。										
風紀	従業者に風紀を乱すおそれのある服装、行為をさせないこと。 入浴者に風紀を乱しまたはおそれのある行為をさせないこと。 風紀を乱すおそれのある文書、写真、物品をおかないこと。										